

EC水枠組指令とドイツ水法

大阪大学法学研究科
大久保規子

- 1 健全な水循環と水枠組指令
- 2 水枠組指令の特徴
- 3 ドイツ水法の特徴
- 4 日本への示唆

1 健全な水循環と水枠組指令

(1) 水枠組指令の背景

- 1 国際河川の汚染事故
- 2 地下水質の悪化と取水量の増大
- 3 水生態系に対する関心の高まり

1-(2)水枠組指令の目的

- 1 保全対象の拡大(湿地帯, 沿岸水, 地下水等)
- 2 多様な水問題(水量・水質・生態系)への総合的対応
- 3 全水域における「良好な状態」の達成(2015年まで)



持続可能な水利用の実現

1-3) 水枠組指令の発効

- 1995年 EC水政策策定
- 1997年 指令案の公表
- 2000年12月22日 発効
- 2003年12月22日まで 国内法化

2 水枠組指令の特徴

1 流域単位での統合管理

流域計画と環境目標の設定

2 各種汚染防止措置の組合わせ

排出限度値, 水質目標の設定等

3 経済的インセンティブの活用

4 市民, NPO, 専門家等の多段階的参加

情報提供, 聴聞, 積極的な参画

3 ドイツ水法の特徴

(1)従来のおくみ

(1) 2段階の法システム

連邦水管理法＋州の水法

(2) 一元的法システム

①水のあらゆる機能が対象

水量, 水質, 生態系 (可能な限り自然状態)

②あらゆる水域が対象

地表水, 沿岸水, 地下水

③あらゆる利用が対象

自由使用, 許可使用, 特許使用

3-② 水枠組指令と連邦法の 2002年改正

- 1 州域にこだわらない「流域区」による管理
- 2 「持続可能な水利用」と「生態系の保全」
を管理原則として明記
- 3 (環境)管理目標の設定
 - ①水域の悪化防止
 - ②生態学的・化学的に良好な状態の達成
- 4 各種計画の管理計画への統合と措置プログラム
の策定

3-(3) 州の対応

- 1 州際ワーキング・グループ(LAWA)設置
関係諸州の調整, 州法の共通化
- 2 州内ワーキング・グループ等の設置
関係行政機関調整+早期の幅広い参加
- 3 各州法の改正—ほぼ終了—
- 4 2006年までに, 計画策定準備作業終了

NRW州の例

州区担当

州環境省

農業・漁業団体

連邦の
出先機関

早期の参加と調整

NPO

自治体

水組合

水道
事業者

水組合による調整

- 1 自治体，事業者等から成る公共組合
- 2 汚濁負荷量に応じた納付金による運営
- 3 一括した水供給と水質管理

NPOの相互調整

1 承認団体制度の存在

NABU, BUND等, 計3団体(NRW州)

2 州による共同作業オフィスの設置

意見調整→意見書の集約

3 連邦レベルでの相互調整

グリーン・リーグによるコーディネート

4 日本への示唆

- 1 総合的な環境管理目標の設定
- 2 政策統合と調整組織の必要性
- 3 水生生態系保全の重視
- 4 早期の多元的参加



水基本法も1つの選択肢